

■ 土地区画整理事業における不適正な公金支出(平成11年度、平成14年度、平成17年度)に関する調査結果報告について

事件の概要

年 月 日	内 容
平成10年度 6月 8日	・毛野南部第2土地区画整理事業(以下『毛野区画整理事業』という。)地内の市民甲(以下『甲』という。)さんの仮換地上にある市民乙(以下『乙』という。)さん所有の建物移転に関する交渉については、平成10年度も継続して行われていた。
6月 19日	・しかしながら、当時の足利市の方針として、甲さんの仮換地上の建物移転に関する交渉が解決していなかったにもかかわらず、足利市長名で、毛野区画整理事業における換地処分が完了したとして栃木県知事に虚偽の換地処分完了届(事実上の区画整理完了届)を提出する。
3月30日付	・栃木県により換地処分の公告が行われる(書類上は、区画整理が完了となる)。(※1) ・区画整理課長が『乙の予算措置について』と題する文書をまとめる。(※2)
平成11年度 5月19日	・乙さんの了解が得られず、乙さんの建物移転に関する補償費の執行に窮した都市開発部は、乙さんに無断で乙さん名義の銀行口座を市内金融機関に開設する。(※3)
5月28日	・都市開発部として、乙さんの建物移転に関する補償費を区画整理課名で、その乙さん名義の口座に振り込む。(※4)
平成14年度 1月 7日	・区画整理課は、その後も乙さんと建物移転交渉を行っていたが、同時に甲さんから換地上にある乙さんの建物の移転及び換地が使用できないことによる補償を求められており、並行して行われていた山辺西部第二土地区画整理事業(以下『山辺西部区画整理事業』という。)の予算の中から支払う以外方策がないと判断し、区画整理課長は違法性を認識しながらも山辺西部土地区画整理事務所長(以下「所長」という。)にそのことを要請した。(※5) ・足利市が甲さんに対し、平成14年度山辺西部区画整理事業のために支障となっている物件等を移転することを装い、甲さんに対する建築物等移転補償金として、101万300円を支払う旨の補償金算定書兼施行回議書をはじめとした関係書類を作成。
1月10日	・足利市と甲さんとの間で、建築物等移転の補償契約を締結。
1月14日	・甲さんの署名、押印がされた工事着手届を作成。
1月15日	・甲さんの署名、押印がされた工事完了届を作成し、この補償金の出金処理を行う。
平成17年度 9月 8日	・市街地整備課は、平成14年度中に支払いをしたあとも、甲さんから換地上の建物の移転及び補償を求められたことから、先に支払いをした以後の補償を行うことになり、市街地整備課長と係長が、所長を訪ね、違法性を認識しながらも平成14年度と同様の要請を行う。(※6) ・足利市が甲さんに対し、平成17年度山辺西部区画整理事業のために支障となっている物件等を移転することを装い、甲さんに対する建築物等移転補償金として、56万7,500円を支払う旨の補償金算定書兼施行回議書をはじめとした関係書類を作成。
9月12日	・足利市と甲さんとの間で、建築物等移転の補償契約を締結。
9月13日	・甲さんの署名、押印がされた工事着手届を作成。
9月16日	・甲さんの署名、押印がされた工事完了届を作成し、この補償金の出金処理を行う。(※7)

平成23年度 6月上旬	・平成23年1月の本市元消防職員の業務上横領事件に伴い、出入金状況に関する検査を実施したところ、都市建設部で管理されていた地権者名義の預金通帳と印鑑の存在が明らかになり、関係書類を調査したところ、不適正な公金の支出があったことが判明。
8月25日	・土地区画整理事業における不適正な公金支出(平成11年度、平成14年度、平成17年度)に関する調査結果を報告。
8月31日	・建物等移転補償として支出した金銭の返還及び関係者の権利関係を調整するための民事調停(2件)の申立て。
9月 1日	・預金確認等請求に関する訴訟を提起。
10月20日	・現職職員を対象とした庁内調査結果を報告。
10月24日	・土地区画整理事業における不適正な公金支出に関与した職員に対する懲戒処分及び分限処分。

※1 この時期、区画整理課において、乙さんに対する移転補償金1,145万6,000円について、予算処理上、平成10年度中に執行しなければ、従来から予算を繰り越してきた経緯や毛野区画整理事業に関する換地処分の公告が行われたあと、乙さん関係の補償金を予算計上することは、毛野区画整理事業が一部未処理のまま完了させたことが表面化することになるため、そのようなことは何としても避けるとともに、乙さんに対する補償金の確保に関する方策を検討していました。

※2 乙さんの補償金については、平成10年度予算の出納閉鎖日の平成11年5月末までに執行しなければ、その後、この補償金を予算化することが困難であること、当時、収入役預かりという従来から取られていた方法が取れなくなっていたこと、乙さんが建物移転工事を行った場合、予備費からの支出が可能か等、関係部署に問い合わせる等して種々の方策を検討した結果をまとめた文書。

※3 区画整理課で検討した結果、乙さんが建物移転工事に着手した場合に備えて、この補償金を確保しておく必要があると判断し、その方法として乙さん名義の預金口座を無断で開設しました。

※4 振り込んだ補償金1,145万6,000円の記帳手続を行った後、都市開発部長と区画整理課長が協議し、通帳は都市計画課の総括主幹が保管・管理し、印鑑は区画整理課で保管・管理することとしました。

※5 区画整理課として、市の不手際で、甲さんに迷惑をかけているとの認識があり、何らかの補償をしなければならないという判断になり、区画整理課長からなんとか甲さんに対する補償金を捻出するよう所長に要請しました。所長は、当初そのような要請を断りましたが、区画整理課係長から同様の要請が数回なされたため所長としてもその指示に従い、同事務所の予算の中から甲さんに対する補償金を支払わざるを得ないと判断しました。

※6 所長は、再度の要請に躊躇しましたが、その後も市街地整備課から要請があったため、前回と同様に同事務所の予算の中から甲さんに対する補償金を支払うことにしました。

※7 工事着手届、工事完了届の甲さんの署名、押印が誰のものか当時の職員からのヒアリングでは明らかになりませんでした。また、これ以降、甲さんに対する補償金の支払いは行われておりません。

今後の対応など

現在、市は、市内の金融機関から法務局に供託された預金の返還を求める訴えを提起するとともに、関係者から、補償金の返還(法令に根拠のない支出であるため)を求め、また、関係者の権利関係の調整を図りながらこの問題の解決を図るため、調停を申し立てています。

また、今回の事案の原因、課題、調査結果等を分析するとともに、真相の解明を進め、全庁を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

なお、本資料につきましては、個人情報保護の観点から、一部、個人の特定がされないような表記をしております。

【問合せ】 経営管理課・☎202113
市街地整備課・☎202172